

赤穂市地域公共交通会議第7回分科会 会議録

1 日 時 令和元年7月23日(火) 15:00～16:00

2 場 所 赤穂市役所6階 第2員会室

3 出席者

(1) 委員 村上 正弘 株式会社ウエスト神姫
西川 英也 赤穂神姫タクシー株式会社
沖 知道 赤穂市自治会連合会【委員長】
眞殿 としみ 赤穂市女性団体懇話会【副委員長】
多田 憲子 赤穂市老人クラブ連合会

(2) 事務局 平野市長公室長
山内企画広報課長
玉木企画政策係長
平松観光係長
門口企画広報課主事

4 欠席者

(1) 委員 有吉 一美 赤穂市老人クラブ連合会
(2) 事務局 西浦観光監兼観光推進担当課長事務取扱
西原産業観光課主事

5 会議の概要

- (1) 開 会
- (2) 委員長あいさつ
- (3) 報告事項
 - ① 赤穂市のバス運行状況について
 - ② 赤穂市のデマンドタクシー運行状況について
- (4) 協議事項
 - ① ゆらのすけの増便(案)について
 - ② バスの運行に関する要望について
 - ③ 路線バス(ウエスト神姫)の運賃改定について
- (5) その他
- (6) 閉 会

6 議事の概要

事務局 定刻になりましたので、ただ今から、赤穂市地域公共交通会議第7回分科会を開催いたします。本日はお忙しいところ、会議にご出席いただき、ありがとうございます。

議事に入ります前に、本日の会議に報道機関から傍聴の申し出がございます。会議の傍聴につきましては、赤穂市地域公共交通会議分科会会議規定第3条で、原則公開となっております。本日の議事内容は、お手元のとおりでありますので、会議の冒頭から傍

聴を認めるということにしたいと思います。

ただし、写真撮影は冒頭のみとし、会議中の撮影、録音はできないこととしたい、と考えておりますが、ご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

事務局 異議なしというお言葉をいただきましたので、傍聴を認めるということで、傍聴の方にお入りいただきます。

(傍聴者入室)

お待たせしました。

報道の皆様をお願いいたします。会議中の写真撮影等にご配慮いただきますので、ただ今から、次第3の報告事項までの時間のみ、写真撮影を認めたいと思います。

必要な方は、この時間をお願いします。

事務局 それでは、開会にあたりまして、沖委員長よりごあいさつをいただきます。

委員長 本日は、お忙しい中、地域公共交通会議第7回分科会にご出席いただきましてありがとうございます。この分科会は、地域公共交通会議の全体会から付託されました案件等につきましてご協議いただく場となっております。本日は、ゆらのすけ及びデマンドタクシーの運行状況について報告を受けました後、協議事項として、ゆらのすけの増便(案)について、バスの運行に関する要望について、路線バス(ウエスト神姫)の運賃改定についての3つの事案につきまして皆様にご協議いただく予定となっております。委員の皆様におかれましては、忌憚のない意見をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

また、本日は赤穂市女性団体懇話会の大田会長の後任で、眞殿としみさんに副委員長として、ご就任いただいておりますので、一言ごあいさつをいただきたく存じます。

副委員長 失礼いたします。ただ今ご紹介を賜りました、大田会長の後任を務めさせていただきます、赤穂市女性懇話会の眞殿としみと申します。この分科会を通じまして、日々生活に欠かすことのできない市民の足を確保し、赤穂に暮らしてよかったと言えるような住みやすいまちになりますように皆様と一緒に取り組んでまいりたいと存じます。微力ではございますが、一生懸命努めさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局 ありがとうございます。

3の報告事項に移ります前に、本年度初めての会議となりますので、委員の皆様

己紹介をお願いしたいと思います。申し訳ありませんが、もう一度、沖委員長から眞殿副委員長の順番で自己紹介をお願いできればと思います。

(委員自己紹介)

次に事務局のご紹介をさせていただきます。

(事務局自己紹介)

この後の進行につきましては、沖委員長をお願いしたいと思います。

委員長

それでは、議長を務めさせていただきます。

なお、写真撮影につきましては、ここまでとさせていただきます。

それでは、次第3の報告事項に入ります。

(1)の赤穂市のバス運行状況について事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、資料1「赤穂市のバス運行状況」の1ページをお願いいたします。

はじめに、市内循環バス「ゆらのすけ」について、であります。

導入目的につきましては、市内のバス交通不便地域の解消、高齢者や障がい者等の移動手段の確保、公共施設等への交通の利便性を図ること、としております。

次に、運行概要ですが、運行方式の計画主体は赤穂市、運行主体は株式会社ウエスト神姫となっております。

運行開始は、平成17年10月から、有年地区から市街地を結ぶ南北ルートA、南北ルートB、福浦地区から市街地を結ぶ東西ルート、平成18年7月から高野ルート、③平成26年3月からみどり団地ルートを設定して、運行しております。

運行日は、月曜日から土曜日の週6日で、運休日は、日曜日と12月29日から1月3日の年末年始となっております。

運賃は、1回の乗車につき100円で、小学生未満の方は無料となっております。

また、ルートにつきましては、表の1から5の5ルートで、記載しております経由地を、それぞれ運行日に1日3往復しております。時刻表につきましては、後ほどご覧いただければと思います。

2ページをお願いいたします。

こちらは「ゆらのすけ」の路線図であります。上の赤色が南北ルートA、その左、緑色が南北ルートB、中ほど右、オレンジが高野ルート、真ん中下、紫色がみどり団地ルート、その左、青色が東西ルートとなっております。

次の3ページは、ゆらのすけのダイヤグラム(運行図表)となっております。

続きまして、4ページをお願いいたします。「ゆらのすけ」の利用者数の推移について、であります。

平成 17 年 10 月の運行開始から平成 30 年度末までの総数と、ルート別利用者数となっております。はじめに、左下、総数ですが運行開始から平成 30 年度末の利用者は、累計 31 万 579 人となっております。

内訳といたしましては、その右、南北ルート A が 8 万 3,054 人、南北ルート B が 9 万 8,251 人、東西ルートが 7 万 4,669 人、高野ルートが 4 万 5,189 人、みどり団地ルートが 9,416 人となっております。

続きまして、5 ページをお願いいたします。

こちらは、1 日当たり及び 1 便当たりの利用者数についてであります。

左下、総数におけます 1 日当たりの利用者数は 74.8 人で、その右、1 便当たりの利用者数は 8.2 人となっております。

平成 25 年度までは 1 便当たり 10 人から 12 人で推移しておりましたが、平成 26 年 3 月にみどり団地ルートを新設したのとあわせて、南北ルート B、東西ルート、高野ルートをそれぞれ運行日等を増便したことによりまして、平成 26 年度から総数といたしまして、1 便当たりの利用者数が約 3 人程度減少しております。

次に、内訳といたしましては、その右、南北ルート A が、

1 日当たりの利用者数 60.0 人、1 便当たりの利用者数 10.1 人、

南北ルート B が、

1 日当たりの利用者数 59.7 人、1 便当たりの利用者数 10.5 人、

東西ルートが、

1 日当たりの利用者数 53.9 人、1 便当たりの利用者数 10.1 人、

高野ルートが、

1 日当たりの利用者数 34.5 人、1 便当たりの利用者数 7.4 人、

みどり団地ルートが、

1 日当たりの利用者数 18.0 人、1 便当たりの利用者数 2.8 人となっております。

6 ページから 7 ページは、今ご報告いたしました各ルートごとの 1 日当たりの利用者数と、1 便当たりの利用者数を、各年度に分けて、グラフにしたものでございます。

また、8 ページは、無料客を除いた平成 30 年度のルート別、停留所別乗降状況となっております。

こちらを見ますと、やはり買い物を目的としたイオン赤穂店や、市民病院への通院、また播州赤穂駅で乗降する方が多いことがわかります。

続きまして、9 ページをお願いいたします。運行経費について、であります。

平成 19 年度から平成 30 年度までの運行経費について記載しております。

平成 19 年度から平成 24 年度までは、運行費用は 1,000 万円前後で推移しておりました。

しかし、平成 25 年度は、平成 26 年 3 月からみどり団地ルートの新設や運行日等を増便いたしましたので、それ以降運行費用が増加しております。

また、平成 28 年度は 6 月から東西ルート福浦地区、寺西・寺西集会所の追加による運行距離の延長、さらに高野ルートにおきましても、坂越地区、浜社宅・アース製菓

前・大泊の追加により運行距離が延長したこととあわせて、それに伴う標柱の作製等の費用が発生したことから、運行費用が増加しております。

なお、運行費用の財源内訳といたしましては、概ね運賃が 14%、市補助金が 85%となっております。

続きまして、10 ページをお願いいたします。定住自立圏圏域バス「ていじゅうろう」について、であります。

はじめに導入目的ですが、東備西播定住自立圏の圏域であります赤穂市、上郡町、備前市の住民の移動手段の確保、利便性の向上や地域の活性化を図ることとしております。

また、運行概要としまして、運行方式は、計画主体：東備西播定住自立圏形成推進協議会、運行主体は、株式会社ウエスト神姫であります。

運行は、それぞれ平成 24 年 2 月 27 日から上郡ルート、平成 24 年 3 月 5 日から備前ルートを設定し、運行しております。

また、運行日は月曜日～土曜日の週 6 日、運休日は日曜日と 12 月 29 日から 1 月 3 日の年末年始となっております。

運賃は、1 回の乗車につき、赤穂市内、上郡町内は 100 円、備前市内は 200 円で、市町域を超えた場合は 200 円、小学生未満の方は無料となっております。

また、ルートにつきましては、表の 1 の上郡ルートと 2 の備前ルートで、記載しております経路地を、それぞれ運行日に 1 日 2 往復いたします。時刻表につきましては、後ほどご覧いただければと思います。

また、11 ページは「ていじゅうろう」の路線図となっております。

次に、12 ページは「ていじゅうろう」のダイヤグラム（運行図表）となっております。

続きまして、13 ページをお願いいたします。「ていじゅうろう」の利用者数の推移について、であります。

左から 3 番目の利用者総数ですが、平成 23 年度から運行を開始し、年々少しずつ増加いたしまして、平成 25 年度は 1 万 93 人の方々にご利用いただきました。

また、平成 26 年 3 月に上郡ルートに新たに新町を追加し、平成 26 年度、平成 27 年度と 1 万 2 千人台で推移しておりましたが、平成 28 年度には再び減少いたしまして、1 万 789 人となっております。

平成 29 年度からまた少し利用者が増えまして、平成 30 年度は 1 万 1,803 人となっております。

「ていじゅうろう」の運行経費につきましては、東備西播定住自立圏形成推進協議会が負担しております。

1 枚めくっていただきまして、14 ページには、「ていじゅうろう」の平成 30 年度のルート別、停留所別乗降状況を記載しております。

こちらを見ましても、左側、上郡ルートの利用者の多くは 18 番のイオン赤穂店や 20 番の市民病院、右側、備前ルートの利用者の多くは 30 番のイオン赤穂店で乗降されて

いることがわかります。

次に、15 ページから 18 ページまでは、赤穂市内を走っております株式会社ウエスト神姫の路線バスの路線図、時刻表などの資料となっております。

また、19 ページには、ゆらのすけ、ていじゅうろう、路線バスと赤穂市内を運行している、すべてのバスの路線図を掲載しております。

続きまして、20 ページをお願いいたします。こちらは、赤穂市の国勢調査人口と、年少人口、生産年齢人口、老年人口の 3 区分の人口と割合となっております。

また、21 ページには、地区別人口及び高齢者（65 歳以上）の人口比率となっております。参考までに、ご覧いただければと思います。

赤穂市のバスの運行状況につきまして、簡単ではございますが、説明は以上でございます。

委員長

事務局の説明は終わりました。

ただ今の事務局の説明に関して、ご質問等はございますか。

委員長

無いようですので、次に（2）の赤穂市デマンドタクシー運行状況について、事務局から説明願います。

事務局

それでは、資料 2 デマンドタクシー（うね・のり愛号）運行状況の 1 ページをお願いいたします。

はじめに、導入目的につきましては、高齢者や自動車運転免許を持たない移動制約者の買い物、通院などへの交通手段として、自宅から市内循環バス「ゆらのすけ」及び、東備西播定住自立圏圏域バス「ていじゅうろう」の宮前停留所まで、また自宅から、有年診療所、有年公民館、JR 有年駅までの間を、中型車両（セダン型）の予約型乗合タクシーを公共交通として、運行するものであります。

次に、運行概要ですが、運行エリアは有年地区全域で、利用対象者は赤穂市民の方で、事前に登録をされた方となっております。

利用方法につきましては、完全予約制で、2 ページ上段にあります利用時間のうち、①便、②便を利用する場合は前日の午後 6 時までに、③便から⑥便を利用する場合は、当日の午前 10 時までに、タクシー事業者に予約の連絡をして、ご利用いただくこととしております。

次に、運行方式ですが、計画主体は赤穂市、運行主体は市内のタクシー事業者で、赤穂タクシー株式会社、赤穂神姫タクシー株式会社、御崎タクシー株式会社の 3 社で、それぞれ 2 カ月ごとの輪番制で運行をしております。

運行開始は、平成 28 年 7 月 11 日から、自宅から宮前停留所までの間、平成 30 年 4 月 1 日から、宮前停留所のほかに有年診療所、有年公民館、JR 有年駅を新たに乗降場所として追加し、運行しております。車両は、それぞれタクシー事業者の中型車両セダン型を常用車両として 2 台、予備車両として 2 台確保しております。

運行日は、月曜日から土曜日の週 6 日で、運休日は、日曜日と 12 月 29 日から 1 月 3 日の年末年始となっております。運賃は、1 回の乗車につき 300 円で、小学生未満の方は無料となっております。

続きまして、2 ページをお願いいたします。利用時間について、であります。

①便から⑥便まで、掲記の時間をご利用いただけるものとしております。次にその下、デマンドタクシーの運行実績について、であります。平成 28 年 7 月 11 日から運行を開始いたしましたが、平成 28 年度のご利用は 2 人でありました。

平成 29 年度は、少し増え、58 人の利用となりました。平成 30 年度から、「宮前停留所」のほかに、自宅から「有年診療所」、「有年公民館」、「JR 有年駅」も乗降場所として利用できるようにいたしましたところ、利用者が大幅に増え、338 人の利用となっております。

次にその下、収入の部ですが、平成 30 年度の利用が 338 人（無料 0 人）でしたので、運行収入は 300 円を乗じた 10 万 1,400 円となっております。

次にその下、支出の部ですが、運行経費が 114 万 8,080 円、事務費が 69 万 3,820 円（307 日分）、あわせて 184 万 1,900 円となっております。

収入の部に戻りまして、先ほどの支出の部合計 184 万 1,900 円から運行収入 10 万 1,400 円を差し引いた 174 万 500 円が市からの補助金となっております。

なお、現在、利用登録者は 165 名で、4 月から 6 月末の 3 ヶ月で 127 名の方々にデマンドタクシーをご利用いただいております。

デマンドタクシーの運行状況については、以上でございます。

事務局

事務局の説明は終わりました。

ただ今の事務局の説明に関して、ご質問等はございませんか。

委員長

無いようですので、4 の協議事項に入らせていただきます。まず、協議事項（1）のゆらのすけの増便（案）について事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、ゆらのすけの増便（案）について説明いたします。資料 3 をご覧ください。

ゆらのすけの増便につきましては、特に高齢化が進む周辺地域において、公共交通の利便性の向上に向け、市民の方々や市議会においてもたびたびご意見やご質問をいただいております。今般、新たな車両を増車することにより、増便したいと考えております。

具体的には、南北ルート B を除く 4 ルートにつきましては、現在、週 2 日で運行しておりますところ、5 ルート全てを週 3 日運行という形で、運行日を 1 日増やしたいと考えております。

その際、表に記載のとおり、各ルート、既存の運行曜日は変更いたしません。今現在の運行曜日に 1 日追加いたします。これは、現在の運行曜日に慣れている利用者の利便

性の確保という点を重視いたしました。

これにより、各ルートにおいて表の増便案に記載のとおり網掛けの部分が増便されることとなります。

増便の時期につきましては、新しい車両が受注生産となっております。その納車時期から、来年1月からの運行を見込んでおりますが、認可手続きを経て、正式に決定していきたいと考えております。

以上で、説明を終わります。

委員長

事務局の説明は終わりました。

ただ今の事務局の説明に関して、ご質問等はございますか。

委員

タクシー会社を代表して質問させていただきます。デマンドタクシー開始から3年が経ちました。利用者には、公民館や有年駅へ行く足ができて大変喜んでいただいております。現在、ゆらのすけ（コミュニティバス）、ていじゅうろう（圏域バス）、路線バスとタクシーは棲み分けされています。タクシー会社としては、バスだけでは細かな要望には応えられないところもあると考えておりますので、タクシーの利活用の促進を図る提案や検討をしていきたいと思っております。

委員長

ありがとうございます。ただ今のご意見につきまして事務局はどのようにお考えですか。

事務局

タクシーの利活用の促進につきましては十分検討していただき、今後、分科会などで議論いただけたらと思います。

委員長

ありがとうございました。他にご意見等ございますか。

委員

ゆらのすけの便が少ないと、病院や買い物等どれをとっても不自由です。車を手放すことが難しいです。運転免許証を返納される方がだんだんと増えるにつれ、バスの時間を気にされる方が増えてきています。高雄、有年、高野、西部地区など高齢者率が高いところでは、ゆらのすけは頼りになる交通機関であり、増便を望まれるところだと考えます。時間帯によれば、客数が減っているところもあるようですが、私は増便に賛成です。

委員長

ありがとうございました。他にご意見はございませんか。

委員長

無いようですので、意見をまとめさせていただきます。ゆらのすけの運行を週2日から週3日に増やすことについては、利用者が減少傾向にある中において、慎重なご意見もあろうかと思いますが、今後バスだけでなく、タクシーについても利活用を促進して

いく必要があるという意見を付して、分科会としての結論は、この案を了承するという
ことにさせていただいてよろしいですか。

委員 (異議なし)

委員長 ありがとうございます。それでは、次に進ませていただきます。(2) バスの運行に
関する要望について資料4の①について事務局から説明をお願いします。

事務局 路線バス運行地区へのゆらのすけ乗入れについて、ご説明いたします。

この件につきましては、平成25年2月19日に開催されました第1回の分科会におい
ても協議をいただいておりますが、その後も、尾崎、御崎地区や千鳥地区において、路
線バスは運行しているけれども、停留所まで遠い、路線バスよりも運賃が安いゆらのす
けを走らせてほしいというご意見があります。

これまでも説明をさせていただいておりますが、ゆらのすけは、公共交通空白地域や
不便地域の解消を図ることを目的として運行しているコミュニティバスであります。具
体的に申し上げますと、赤穂市では、路線バスが運行していない地域を公共交通空白地
域としておりますので、事務局としましては、路線バスが運行している地区について
は、公共交通空白地域と考えておりません。

資料に、路線バスの時刻表を添付しておりますが、ご覧のとおり、尾崎、御崎地区で
は、現在、路線バスが毎日(年中無休で)約30分に1本走っている状況であり、千鳥
地区についても、通学のための便を除き、1日3本運行している状況であります。

また、この件については、所管官庁であります国土交通省が定める「コミュニティバ
スの導入に関するガイドライン」を念頭に、神戸運輸監理部など関係機関と協議を行っ
てまいりましたが、コミュニティバスの導入については、路線バスと実質的に競合する
ことのないように留意すべきとのガイドラインに示された留意事項に照らして、路線バ
スが現在運行している尾崎、御崎、千鳥地区にゆらのすけを乗入れることは困難と
ご指摘を受けております。

このため、路線バスのルート変更などの対応ができないか、ウエスト神姫さんにご検
討をいただきたいと考えております。

委員長 事務局の説明は終わりました。

ただ今の事務局の説明に関しては、現在、路線バスとコミュニティバスを運行してい
ただいておりますウエスト神姫さんのお考えが重要だと思っておりますので、ウエスト神姫さ
んのご意見をお伺いしたいと思っておりますが、いかがですか。

ウエスト神姫 路線バスにつきましては、採算のとれない路線もあり、その中で公共交通ということ
で何とか運行を維持しています。また、赤穂市の人口減少が進んでいる中で危機感をも
って運行しております。先ほどご説明がありました尾崎、御崎地区は、路線バスを維持

しておりますので、公共交通の空白地域には当たらないと考えています。尾崎、御崎地区に、コミュニティバスを乗り入れることにつきましては、乗客が流れることは当然想定され、経営に大きく影響いたします。減便や廃止という判断をせざるを得なくなる状況になると考えます。全国的にも路線の縮小、廃止とよく聞かれていると思います。現在 30分に1本の運行で維持しておりますので、今の運行回数は利便性の高いものだと考えています。この地域にコミュニティバスを入れることに関しては、こちらとしては反対です。

委員長 ありがとうございました。委員の皆様からご意見があればお願いします。

委員 コミュニティバスも大事ですが、それ以上に路線バスは、地域住民みんなにとっての足ですので、非常に経営が厳しいというお話ですが、まずは路線バスをしっかりと維持していただきたいと思います。

委員長 ありがとうございます。

委員 路線バス、ゆらのすけ、ていじゅうろうと別々で路線図を出されていますが、合わせると網目のようにバスが通っており、利便性は確保されていると思います。田舎に行くと1日に数便しかない場所もありますので、1本でも多くあると便利だと思います。ただ、路線バス、ゆらのすけ、ていじゅうろうのバランスをとって、ダイヤを組まれていると思いますが、路線バスが減便や廃止され、現状よりも不便になることは避けてもらいたいです。バスの網目のないところは、タクシーをご利用していただきましたら、穴埋めはできると思います。本当に困っている方に手を差し伸べることができるように、解決できる方は少し努力していただき、皆さんで少しずつ譲り合えたらまとまった話になるとと思います。

事務局 今、ウエスト神姫さんと委員さんからご意見をいただきましたが、地区の住民の方にとっては、コミュニティバスが入ることによって、路線バスが減便や廃止になりますと、ゆらのすけが入っていくとしても、毎日運行している路線バスと週2回、3回のゆらのすけでは、やはり運行日の点からも利便性が低下しますので、結果として地区住民にとってマイナスになる要素の方が大きいのではないかと考えます。また、ウエスト神姫さんには厳しい経営環境の中で、せっかくここまで路線バスを維持していただいておりますので、引き続き路線バスを最優先で維持していただきたいと考えております。

委員長 ありがとうございました。他に意見はございませんか。

それでは、意見をまとめさせていただきたいと思います。

路線バスが運行しております、千鳥、尾崎、御崎地区にゆらのすけを乗り入れることは、路線バスとコミュニティバスとの競合により、路線バスの減便や廃止という事態を

招きかねないということから現状は極めて困難である。また、既存の路線バスのルート変更について安全面など課題をクリアにしながら利便性向上に向けた検討をしていただくということにさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

委員 (異議なし)

委員長 ありがとうございます。それでは、次の事項に入らせていただきます。②マリンプラザ（マンション）敷地内への乗り入れにつきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局 路線バスに関する要望について、②のマリンプラザ敷地内への乗り入れについてであります。資料の図面をご覧ください。

本年4月から、マリンプラザから小学校へ通学する児童がおられるところ、マンションの前の道路には歩道がなく、トラックや車が通行するので危険であることからマンションの敷地内に路線バスを乗り入れてほしいとの要望であります。

この要望内容につきましては、バスを運行しておりますウエスト神姫さんと協議を行いましたが、路線バスの車両の構造上、マリンプラザへの乗入れに対する安全性が確保できないとのことから、マンション敷地内への乗り入れは困難と考えております。

委員長 ありがとうございました。ただ今の事務局の説明に関して、ウエスト神姫さんのご意見をお伺いしたいと思います。

ウエスト神姫 ご要望いただきました、マリンプラザへの乗り入れにつきましては、コミュニティバスは小型の車両ですので、乗り入れが可能となっております。ただ、路線バスとなりますと、中型あるいは大型車両となり、バスのサイズが小型車両とはかなり違ってくる関係上、入口の鋭角の部分や、中のロータリーについても1回で回れないので、安全性の面で問題があり、今回の要望につきましては、出来かねるという回答をさせていただきます。

委員長 ありがとうございました。ただ今のウエスト神姫さんのご説明を含めて委員の皆様からご質問、ご意見をお伺いしたいと思います。

委員 私も車両の大きさから困難だと思います。

委員長 他にご意見はございますか。

それでは、意見をまとめさせていただきたいと思いますが。ただ今、ウエスト神姫さんからご説明もありましたが、マリンプラザ敷地内への路線バスの乗り入れにつきましては、バスの運行事業者によりまず現地確認を踏まえ、公共交通で最も優先すべき運行の安全性を確保できないことから、路線バスの乗り入れは困難であるという結論でよろし

いでしょうか。

委員 (異議なし)

委員長 それでは、そのようにまとめさせていただきたいと思います。次に進めさせていただきます。

(3) 路線バス(ウエスト神姫)の運賃改定についてウエスト神姫さんからご説明をお願いします。

ウエスト神姫 資料5、赤穂市内の特別初乗り区間の見直しについて説明させていただきます。

2ページ目をご覧ください。播州赤穂駅を中心としまして約2キロ圏内を特別初乗り区間ということで、本来、初乗りは160円のところを100円にしていました。この区間を10月の消費税改定時に通常の初乗り運賃に戻し、現在の100円を170円(消費税改定時に初乗り160円から170円)に申請中です。まだ、認可を受けておりませんので、予定です。この区間につきましては、色んな路線が重なって駅に向かって運行しておりますので、通常の運賃体系に戻し、路線の維持、収益の確保を図りたいと思います。

実施予定日は、令和元年10月1日を予定しておりますので、ご理解をよろしく願います。

委員長 ありがとうございます。ただ今のウエスト神姫さんからのご説明に関してご意見、ご質問はございますか。

委員 この件は、地域公共交通会議に諮らなければならないのですか。

ウエスト神姫 本来は、地域公共交通会議に諮る必要はありませんが、特殊な運賃体系ですので、会議に諮る必要があります。

委員長 他にご意見はございませんか。

ご意見が無いようですので、路線バスの運賃改定につきまして原案のとおり了承するというところでよろしいですか。

委員 (異議なし)

委員長 ありがとうございます。以上で本日の協議事項は終了しました。本日ご協議いただきました内容につきましては、次回の地域公共交通会議において報告したいと思います。

最後に、その他でございますが、事務局から何かございますか。

事務局 今後のスケジュールにつきまして、先ほど委員長が申し上げました地域公共交通会議

の全体会を8月6日に開催する予定でございます。既にご案内はさせていただいておりますが、よろしく願いいたします。事務局からは以上です。

委員長

ありがとうございました。委員の皆様から他にご意見はございますか。
特に無いようですので、これを持ちまして本日の会議は終了とさせていただきます。
ご協力ありがとうございました。